

平成24年度

福島県環境審議会第1部会議事録

(平成24年11月22日)

1 日 時

平成24年11月22日(木)

午後 1時00分 開会

午後 3時25分 閉会

2 場 所

杉妻会館 3階 百合の間

3 議 事

- (1) 福島県環境基本計画の改定について
- (2) 福島県環境基本条例の一部改正について

4 出席委員

石田順一郎 稲森悠平 遠藤ヤエ 河津賢澄 後藤忍 佐藤光俊 志賀令和
菅井ハルヨ 高荒智子 福島哲仁 和合アヤ子 (以上11名)

5 欠席委員

大迫政浩 崎田裕子 清水晶紀 長林久夫 山口信也 (以上5名)

6 事務局出席職員

牧野 生活環境部政策監

(生活環境総室)

中高 生活環境総務課長

守岡 生活環境部企画主幹 他

(県民安全総室)

小林 原子力安全対策課主幹

(環境共生総室)

東間 環境共生課主幹

丹野 自然保護課主幹兼副課長

片寄 水・大気環境課長 他

(環境保全総室)

和田 一般廃棄物課主幹

菅野 除染対策課主幹 他

7 内 容

- (1) 開会(司会) 高橋生活環境総務課主任主査
- (2) 稲森議長(部会長)から、議事録署名人として遠藤委員と福島委員が指名された。

(3) 議事(1)福島県環境基本計画の改定について

ア 事務局（守岡生活環境部企画主幹）から資料1、2-1、2-2、3及び参考資料1に基づき、計画改定のスケジュール及び前回の審議を踏まえた計画の修正内容について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（福島委員）

資料3 p. 2「はじめに」について、今までの基本計画と同じような形で淡々と書かれているが、東日本大震災、原発事故を踏まえて、今後10年間、この基本計画がどのような位置付けでやっていくのかということ、できれば特出しをして、「はじめに」の第1節が始まる前に、今回の基本計画は、これまでの基本計画とは違って、非常に重要な基本計画になるんだという思いを特出しで書いた方が、この後に書いてある内容がいきてくると思う。

また、「第1節 計画改定の趣旨」の4番目に、「これらの状況を踏まえ、新たな課題である東日本大震災からの再生・復興に向けた取組を追加するとともに」とあるが、非常に大きな柱の1つであり、単なる追加なのかということもあるので、その辺りの表現も含めて、今回の計画の重要な特徴を、前書きで「はじめに」のところに書いていただく方が非常に印象深く感じられると思う。

（守岡生活環境部企画主幹）

参考資料1でお示したように、本計画は県総合計画の環境面に位置付けられた計画であるので、総合計画との整合性を図りながら、対応について調整させていただきたい。

（福島委員）

復興計画の中にもそういった表現はかなり出てくると思うので、そこは整合性を図りながら、今までとの基本計画とは違う、重要な基本計画なんだということは強調すべきと思う。

また、参考資料1について、生活環境部における計画体系は、今回、環境基本計画のかなりの部分に放射線に関する記述が含まれているにも関わらず、それに関するものが、地域防災計画と原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画の2つしかない。この参考資料を示すときに、生活環境部の中の計画体系にさらに加える必要があるのではないかと。

（守岡生活環境部企画主幹）

地域防災計画と一言で書いてあるが、震災対策編や原子力災害対策編などがあって、防災に関する膨大な計画となっていることを御理解いただきたい。また、放射性物質のモニタリング関係等は、計画をつくってというよりは、緊急対応的にすぐにでもやらなければいけないということで対応しているのが現状。

(福島委員)

私の質問の趣旨は、除染や汚染土の処理などは、この2つに含まれない。それでは説明が仕切れないのではということ。

(守岡生活環境部企画主幹)

除染に関しては、放射性物質汚染対処特措法の中で、避難区域は国で計画をつくって対応し、避難区域以外の、年間1ミリシーベルト以上となる重点地域については、市町村が除染計画をつくって除染を推進していくといったスキームになっているので、そのスキームの中で動いている。

廃棄物に関しては、また別途、調整中であるので・・・

(福島委員)

私が言いたいのは、この体系図の中には地域防災計画と原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画の2つしかないので、除染とかそういった基本計画に出てくる内容について、生活環境部の計画体系として不十分な点があるのではないか、もう少し項目として記載がないと説明がつかないのではないかとということ。

(牧野生活環境部政策監)

お示しした図は、現計画の体系図であるということをお理解いただきたい。また、この中の、福島委員ご指摘の部分は、計画としてまだきっちりと整備されていないということで、現在の生活環境部の計画体系の中から外れてはいるが、それに代わる対応は既に実施しているということをお理解いただきたい。加えて言うならば、こういったことでシステムチックに動いているということをお示ししたい。計画体系の中ではない、外出しの部分で記載すべきと思うので、今後、直していきたい。

なお、環境基本計画は、基本的には環境の部分だけを網羅するような格好であったが、地域防災とか、原子力発電所周辺の放射能測定基本計画にも派生すべきであろうということで、環境をメインとして、災害とか安全の部分にも伸ばした形で体系図をつくったところである。

また、前文の話については、ご指摘のとおりだと思っておりますので、総合計画とも合わせて、「はじめに」の次に、書けるかどうか前向きに検討させていただきたい。1節、2節の趣旨や性格については、こういった置き方をさせていただきたい。

(稲森議長)

1節、2節、3節はそのままとして、その頭に入れるかどうかというよりは、書き方だと思う。始まりが、「県では・・・」と、一般的な書き方になっているので、頭を、「福島県の環境基本計画は、平成8年3月に制定した条例に基づき策定されたものであり、・・・2次、3次計画を策定しました。」として、そして、「本計画の改定においては、平成23年3月11日に発生した・・・多大な影響をもたらしていることを重要な視点として進めてまいります。」とする。また、追加はやめて、「これらの状況を踏まえ、・・・再生・復興に向けて取り組むとともに、・・・見直しを

行いました。」とすると良いのではないか。環境基本計画は継続性があるので、その流れがここに記載されていて、その中で今回の震災関係が目に見えるような形の表現になれば良いと思う。

(後藤委員)

資料3 p. 1の概要図について、この図では、縦にしたメリットがあまりない。環境創造センターが非常に目立っていて、これがなければ基本目標に到達しないように見えてしまうが、そこまでのものかなと思うので、環境創造センターの図は2つの矢印の中に入れる。そして、福島県の地図は下に持ってきて、その上に、大震災と、更に推進する課題があるというふうにした方が良いと思う。

(牧野生活環境部政策監)

環境創造センターをここに持ってきたのは、環境創造センターが、「Ⅰ環境回復の推進」と「Ⅱ美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」をつなぐ重要なものだということがあって、前回、委員から、そこをデフォルメして分かりやすく示すようにと指摘があったので、ここに持ってきた。環境創造センターの位置付けは、教育、除染、その他もろもろの分野にしても、環境を新しく作り出すというイメージで非常に重要なものと県として認識しているし、国の方でもそういう位置付けで対応していただいているところである。

(守岡生活環境部企画主幹)

福島県の地図を下に持っていくことについてであるが、ⅠとⅡの柱の相互連携によって福島県の環境をより良いものにしていこうという意味で、福島県の地図の上に矢印をこのように配置させていただいている。

(牧野生活環境部政策監)

前回、長林委員からはⅠとⅡが左右逆ではどの指摘があって、後藤委員からは縦にした方が分かりやすいだろうと指摘があった。我々としては、こういった形にして、なおかつ、ⅠとⅡをつなぐものを環境創造センターに託したという形にさせていただいた。これで御理解いただきたいと思う。

(後藤委員)

津波という意味でも、矢印の中に環境創造センターがあった方が、津波というイメージ、メッセージが出ると思う。

また、問題が起きたという福島の状態を表すものと、その上に、施策があるという区別の方が分かりやすいと思う。

(河津委員)

前回、放射線問題に特化しているなどと発言させていただいて、今回、自然環境などを入れ込んでいただいた。その関連からすると、この概要図を見た場合に、下

の部分、左側には大震災の問題があって、右側には、今までの計画の中でも更に推進するものとして2項目挙がっていると思うが、この2項目なのかというところがよく見えてこない。ここの記載は少し工夫する必要があるのではないか。もう少し分かりやすくする必要があると思う。

また、資料3 p. 2の「計画の性格」において、保全と回復を明確に分けると表現されているが、これが例えば、施策の自然共生社会の形成を見ると、ほとんど保全となっている。回復も含めて保全を使っているように見えるのだが。

(守岡生活環境部企画主幹)

まず、p. 1 概要図における柱Ⅱの方の課題については、精査させていただきたい。

それから、保全と回復については、柱Ⅱの方の部分でも保全と回復を使い分けをしており、保全だけの部分は保全、回復も必要だろうという部分は回復も加える形で記載している。

(河津委員)

例えば、資料3 p. 27において、「地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の保全が必要」とあり、回復がないのだが。

(守岡生活環境部企画主幹)

p. 30にその課題に対応する施策を記載しており、(3)の○1つ目に記載しているのだが、自然環境を回復させるというよりは、大きく改変した自然環境は、基本的には自然そのものが長い時間をかけて回復・変遷していくもので、我々としては、状況を確認しながら、保全に努めていくということで、保全という表現にさせていた

(稲森議長)

これはおかしい文章で、例えば、「地震・津波により影響を受けた自然環境の保全」とあり、影響を受けたところをそのまま保全すると読んでしまう。だから回復という言葉が必要ではないかと。私も同じ意見である。

(牧野生活環境部政策監)

法的なところを先にご説明させていただくと、環境基本法の中で、今まで放射性物質については対象外としていたが、今回、法律が改正されて、環境基本法の中で対象とすることになり、保全という言葉には回復も含まれるという解釈であると、環境省から回答を得ている。じゃあ、この計画をどうするといったときに、津波被害とか、原子力災害を受けて県土が汚染された中で、保全が良いのかというパンチがないので、回復と保全ということで計画には記載していくこととした。法律であるため、これからご検討いただきたいと思っている条例については、保全で読み込むということで対応しようと考えていた。今のご指摘の部分については、回復を入れ込むべきであろうということであれば、回復と保全というような形でセットに

して書き込むことを検討していきたい。国の方では保全で充分なんだという言い方であるが、福島では、回復してそれを保全していくという意気込みを示していきたいということが、背景にある。

(稲森議長)

私が10年前に国立環境研究所にいたときにつくった研究施設は、水環境保全再生ステーションという名称で、保全再生を正式名称として採用している。法律上は保全であっても普通の人は分からない。再生も回復も同じなのでそれはお任せするが、読み手にとって分かりやすいように。

(石田委員)

資料3 p. 1 概要図について、私も環境創造センターの計画には参画したので、こういう形で明示いただけるのは嬉しいのだが、環境回復とか、リスクコミュニケーションとかといったものは環境創造センターに担わせようと動いてきたと思うが、柱Ⅱの方も全て含めて環境創造センターがやるのかというところちょっと無理があるのではないかと。どちらかというと、環境創造センターはいろいろな活動のコアになる部分であって、いくつか類似の機関、組織とネットワークを持ち、全体的に福島環境を創造していくものと思っている。そのため、この図を見たときに、環境創造センターが一番上にあり、基本目標を達成するための1つの大きなものだとなっていて、確かに、環境創造センターは大きなものだとは思いますが、もう少しいろいろな関係組織と連携を持って、こういった目標を達成していくんだという姿が見えるような図の方が良いかと思う。

(稲森議長)

環境創造センターだけで、いろいろある課題を解決できるのかという意味ですね。

(石田委員)

はい。大事なコアを担うことは間違いないのだが、既存組織もうまくネットワーク化して、全体的に福島県の環境の活動を展開していくという姿が見えるようにした方が良いのではということ。

(稲森議長)

そうするとそれは、先ほど後藤委員から発言のあったとおり、地図を下に置く、創造センターを2つの矢印のところに置くというふうにすれば、読み込めるのではと思う。県としては環境創造センターを頭に置きたいというのがあろうと思うが。

(牧野生活環境部政策監)

それは、前回の議論の中で、環境創造センターをもっと強力で位置付けるべきとの話があったからである。我々としても、ご指摘のとおり、環境創造センター1つ

だけで完成するものではなく、ここからネットワークを張り巡らせてという考えでいるが、やはり、今回の計画の施策の中では、非常に重要なものだと認識している。

(稲森議長)

私は後藤委員の案、非常に良いと思う。両矢印が回るところに環境創造センターがあって、そして猪苗代湖などを地図を広げた形で入れ込むと、全部入ってきれいに見えると思う。

(牧野生活環境部政策監)

施策のⅠとⅡをつなぐべきものということで、第2章の中、p. 5において記載している。

(稲森議長)

文章の中身は良い。ただ、概要図の絵を見たときに、誤解されたらまずいなど。先ほど言った形で全て読み込めると思う。

(佐藤委員)

資料3 p. 12において、環境放射線量の指標があり、目標値がモニタリング指標(減少を目指す)となっているが、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルトに抑えるという目標に向かって国も県も取り組んでいる現況の中で、目標値を示さないのはいかなるものか。是非、ここは、避難者が早く帰れるようにするためにも、目標値をきちんと示し、取り組んでいただきたい。

(守岡生活環境部企画主幹)

これは、県の総合計画の指標にもなっていて、そちらの方の議論もあって、このような、減少を目指すという表し方になっている。空間線量はあくまでも状況の把握ということで記載しており、現段階では目標値を設定するのは難しいということでこのような表現になっている。具体的な取組については、p. 13において、年間1ミリシーベルト以下になることを目指すと記載しており、環境指標の中でも、除染について、各年度、計画をたてたものを、100%を目指してやっていくということで記載させていただいている。P. 13の「除染の推進」の中で、1ミリシーベルトを目指すということと、具体的に何をやっていくのかということに記載しており、p. 12の方は、現在の状況を示すモニタリングと位置付けて、このような表記にさせていただいている。

(牧野生活環境部政策監)

もう少し詳しく説明させていただくと、総合計画は審議会から答申いただいたところであり、そちらがこの内容だったため、部門別計画として考えたときに、同じ指標を使う場合は、同様の表現をするということで書き込んだものである。今のようご指摘で仮にこれになじまないということであれば、この指標そのものをなし

として、p. 13 の指標から進む形になることもあり得るのではないか。

(佐藤委員)

県総合計画は本日答申したと思うが、その中に、審議会の意見として、県の実効性というものが付帯意見として添えられていると思う。総合計画の案の中でこの指標が示されているのであれば、専門的な話として、こちらの方で更なる具体的な目標値が出せれば。

(牧野生活環境部政策監)

おっしゃられている意味はよく分かるが、県総合計画と部門別計画がリンクージュしなければいけないということも御理解いただきたい。今のご指摘で、ちょっと緩いということであれば、そこを外し、具体的な数値は p. 13 のところで読んでいくというのがよろしいのかなと考えたのだが、少なくとも、総合計画が先に出ているので整合性がとれなくなる懸念が生ずる。

(稲森議長)

各年度において 100% を目指すと書いてあるが、100% ずつ処理していったら、10 年かかったらいくらかになるという計算はできますよね。

(河津委員)

環境放射線量の指標の場所となっている県北保健福祉事務所などは、除染をしないということなのか。モニタリングポストの周辺を除染すれば値が変わってくる。地域の代表点とするのであれば、そのままにしておくという話になってしまうが、それが指標としてなじむのかということになる。

(守岡生活環境部企画主幹)

合同庁舎についても、市町村の除染計画に位置付けしていただいた上で、今後、除染をやっていく。委員指摘の、箇所箇所によってどこをとるのか、平均をとるのかといった様々な意見が出て、様々な議論をした結果が、モニタリング指標として、現在の状況を把握していこうと、合同庁舎の空間線量を常時把握していきましょうということで、落ち着いたところ。

(河津委員)

実態に合わせて、本当に指標として成り立つか、もう少し議論した方が良いと感じる。

(守岡生活環境部企画主幹)

委員指摘のとおりであるので目標値をどうするという議論があって、結果、現状を追っていくモニタリングとでしか現段階では出せないだろうということでこのような形となり、総合計画もこのような形になっている。

(菅野除染対策課主幹)

除染の各年度 100%を目指すという指標について、除染する対象数が現時点でいくつというのが全て分かっているならば、それに対する目標値になるかと思うが、現時点では、各市町村とも走りながら除染をしている状況であり、なかなか最終的な数が確定できない状況であるため、現在、示させていただいたのは、少なくとも、年度毎に目標の数というのは出てくるので、年度毎の目標については 100%着実に除染をするということで、このような指標とさせていただいた。今後、最終的な目標数値が確定すれば、そういったものに置き換えることも考えられる。

(稲森議長)

私は、モニタリングのこの指標は大事と思う。この指標であっても、その後に、除染の推進があり、除染を推進すれば当然、放射線量は減ってくる。その時に、減った結果を迅速かつ分かりやすく公表するというのは大事なので、上げるとか下げるとのことよりも、実態を県民に公表するという書き方にすればおかしくないと思う。例えば、合同庁舎が指標になっていきますくらいで、ここで上げるとか下げるとかではなく、モニタリングの指標という意味の書き方にすれば。後ろに除染があるので。

(牧野生活環境部政策監)

具体的には、指標名だけを示せば良いのではということか。

(稲森議長)

そのとおり。

(牧野生活環境部政策監)

先ほど私が、総合計画との一体性があるのでここはあまりいじれないと申し上げたのだが、稲森委員の話からいけば、モニタリング指標で減少を目指すとかいうことではなくて、ここが起点になるんだということか。

(稲森議長)

そう。それを公開していくということで良いのではと思う。

(牧野生活環境部政策監)

検討したい。

イ 事務局（守岡生活環境部企画主幹）から資料４－１、４－２、５に基づき、計画の指標及び基本目標について説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（佐藤委員）

環境放射線量の指標について、なぜ合同庁舎等が各地域の代表的な指標となるのか疑問を感じる。また、先ほど、目標値は総合計画に準じてやっており、環境基本計画においては撤廃するという話であったが、それでは県環境基本計画をつくる意味合いがないので、環境回復、県民の帰還ということを考え、32年度はこんな目標値になるんだという、県民に安全・安心を与える目標値を設定していただきたい。

それから、除染の指標について、計画戸数に占める実績戸数の割合で各年度100%を目指すということだが、分母が計画戸数となっている。分母は全体の戸数であるべき。今、記載されている目標が悪いと言っているわけではなく、新たなもう1つの目標として、分母は全体の戸数（建っている家の戸数）に対する除染の割合を、是非示していただきたい。

（守岡生活環境部企画主幹）

環境放射線量については、先ほど申し上げたとおり、総合計画の中で様々な議論があって、どこの地域のどこの線量を指標にするというのは難しいので、現状を把握するという意味合いでのモニタリング指標ということで、各地域の合同庁舎の空間線量を掲げさせていただいたところである。その地域のどこが良いのか、除染したところが良いのか、やっていないところが良いのか、平均値が良いのか、様々な議論をした上で、この指標に落ちているということを御理解いただきたいと思う。

除染の指標については、全体の計画数というのは、市町村で具体化していないとか、データが出てこないとか、様々な問題を抱えていて、総合計画の中でも様々な議論をした結果、総合計画でも、このような形で掲げさせていただいているところであるので、御理解いただければと考えている。

（稲森議長）

多分、理解できないと思う。まず、全戸数というのができるのか、できないのか。

（菅野除染対策課主幹）

個々の市町村での計画、どこをどう除染するというのがきっちり決まった上で全体の数が把握されるので、把握できた段階でここは見直すことになろうかと思うが、現状では、年間の計画戸数に対する実績ということでやらせていただきたいと考えている。福島市、郡山市等も、今除染をやっているところであるが、今年度の発注そのものがようやく整いつつあるということもあって、各年度100%というのも本当に達成できるのかなかなか厳しいところもある中で目指していくということで御理解いただきたいと思う。

(佐藤委員)

我々が知りたいのは発注率ではない。福島市においても、除染しないところはあるというのは知っている。それは、除染実施計画に基づいてやっていて、そこで、除染対象戸数というのは決まっている。それに対する除染率を知りたいと言っている。

(遠藤委員)

除染について、福島市に要望を出した。そして、部長から話を聞いた結果では、反対している自治会もあるらしい。まず、置き場、処分したものを自分の敷地の中に固めておくだけでは除染にはならないのではないかという意見。これを解決しなくては、全戸、福島市がやってほしいとは見えないと思う。そういう話を聞いてきた。

(稲森議長)

折衷案として、除染の指標について、カッコ書きで、計画棟数に占める実績棟数の割合とあるが、これを消しても消さなくても似たようなことになると思う。これを書くから問題になるのでは。記載の仕方だと思うのだが。書かないとダメか。

(佐藤委員)

それは、書かないと県民に誤解を与えてしまう。

(稲森議長)

どうしても各自治体の統計から数字を出せないということであれば、カッコ書きを抜いておいて、下に注意書きを入れてはどうか。現況ではこうだけれども、状況によってはこうやっていくというようなことを記載する。何か書かないと誤解を招く。

(菅野除染対策課主幹)

現時点で我々の方で把握できる数値を使っての目標値ということでは、今回、お示しした内容である。ただ、先ほどから申し上げているとおり、全体数、すなわち本来、各市町村が除染対象とする数については、これをきちんと把握していくという努力を我々県もしていき、その数が把握できた段階で、随時、見直しはあり得ると思うので、その際にはまたご相談させていただくことになるかと思う。

(稲森議長)

現状で把握できないということであればそれは仕方がないことというのは分かっているんで、誤解がないよう記載いただければと思う。

(後藤委員)

指標全般について。継続している指標については、前計画の目標値を入れて、そ

の達成状況を確認いただければと思う。ただ、作業量が多く、また、短期間での改定となったので、あまり変動がないということであれば見送っていただいても良いのだが、できれば、やはり継続性が大事なので、前計画の目標値がどうだった、その達成状況はどうだったというチェックをした上で、今回の目標値設定をしたということが分かるようにつくっていただければと思う。

それから、個別の指標で、資料4-2の p.4 で産業廃棄物の排出量があり、目標区分が右下矢印となっているが、目標値は現況値よりも増えるものとなっている。

(守岡生活環境部企画主幹)

まず、達成状況については、第1回目の審議会の中で達成状況は示させていただき、それを勘案した上で、この新しい計画を作成しているというところであるが、そこを入れ込むとなるとページの関係などもあるので、このままという形ではいかがか。

それから、産業廃棄物の指標については、環境基本計画の下の個別計画の中で目標値を掲げていて、そちらの方が、現在、8,305千トンとなっている。個別計画の議論の中で新しい目標値が定まったら、変更していきたいと思う。

(後藤委員)

前回も、産業廃棄物だけは下げたいけれども下がらないので、現実的な、増える目標値を設定してきた。それに対する注意喚起をしておいた方が良さだろうということで、これを普通に解釈すると上げるとなってしまうが、それはおかしいので、うまく表現できるよう以前から希望を提案していたので、分かるような形で対応いただければと思う。

(稲森議長)

目標値が上がっているのに、区分では下がっているというのは矛盾なので、矢印をなくしてバーを引いてはどうか。その方が矛盾がない。

(高荒委員)

資料3 p.30において、環境指標に「生物多様性について理解している人の割合」とあり、これも生物多様性を理解している人を増やすという意味で重要な指標になると思うが、これだけで生物多様性の判断をしてしまうのはどうかという疑問がある。生物多様性の状況をもう少し適確に判断できる指標を1つ加えるなりした方が良いと思う。

また、同資料 p.33において、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないということが現状に記載されており、環境指標では、32年度の目標値は100%を達成するという形になっているが、施策を見ると、監視していくという文面になっていて、環境基準を達成するためには、何らかの具体的な対策をしていく必要があると思う。具体的に記載できる部分があれば記載いただきたい。

(片寄水・大気環境課長)

光化学オキシダントは、本県だけではなくて日本全国、どの場所でも環境基準が達成されていないという非常にやっかいな問題であり、国がいろいろ施策は考えているが、一向に改善されておらず、なかなか具体策がないということで対策が書けていない。その中で、指標において、大気環境基準を 73.5%から 100%にすることについては、大気環境基準というのは健康の維持という、健康の観点からの環境基準であるので、やはりそれは本来 100%達成すべき案件だということで、現状と目標に乖離があるのではないかと、有効な対策がないのではないかとという意見はそのとおりであるが、健康を維持する上での基準という意味で 100%達成を目指すべきということで書かせていただいている。

(丹野自然保護課主幹兼副課長)

生物多様性の指標については、これは一昨年、生物多様性の県の戦略を策定して、その中でも代表的なものとして掲載しているものである。生物多様性という言葉自体がなかなか知られておらず、言葉を知らせるということではなくて、中身を知ってもらおうということで、いろいろと啓発活動を行いながら推進していくということで、代表として挙げさせてもらっている。それから、その上の「野生動植物保護サポーター登録数」というのも、登録する人を増やすことによっていろいろな活動をしていただいて、県民に生物多様性の重要性を示していただくというような活動であるので、これも生物多様性に関する指標になっている。

生物多様性の地域戦略は、来年改定する予定となっているが、親計画である環境基本計画に指標を 1 つ載せたいと考え、生物多様性の計画には指標が 20 いくつあって、直接的に生物多様性ではないエコファーマーの数など幅広い指標があるが、一番、直接的なもので、生物多様性について理解を深めるという意味合いで、代表的なものとしてここに載せた。また改めて、別の指標については検討させていただければと思う。

(高荒委員)

生物多様性については、また別の指標が別のところであるということで理解した。

大気環境については全国的に達成されていないというのは分かるが、県として何かできないのか。常時監視というだけで良いのか引っかかる。

(片寄水・大気環境課長)

施策が弱いというのは申し訳ないのだが、根本治療ができないので、大気中の濃度が上がったときに健康影響が出ないように予防措置をするということで、常時監視をして、数値が上昇傾向にあるときは、当該地域の住民の方々に野外の活動を控えてもらうなど、そういう対応措置をやっているというのが現状。

(稲森議長)

ここも書き方である。表現をちょっとプラスアルファして、今の意向が入るよう

な文章になれば。

(片寄水・大気環境課長)

もう少し丁寧な書き込みを考えてみたい。

(石田委員)

資料4-1p.6において、環境マネジメントシステムの指標を廃止するとあるが、なぜ廃止するのか。多くの事業者が認証取得を目指してやっていると思うのだが。

(東間環境共生課主幹)

「環境管理セミナー参加者数」と、「環境マネジメントシステム認証取得事業所数」の指標はセットになっていて、「環境管理セミナー」は、ISO 認証取得のための研修であり、「環境マネジメントシステム認証取得事業所数」については、ISO ともう1つ認証があって、県内かなりの数が出てきたところではあるが、震災もあって、事業者ができないということで劇的に下がったということ。それから、ISO に関しては、更新時の金額がかなり負担になっており、県としても ISO 自体をやめて自主マネジメントで進めているという方向になっているので、そのような研修会等を開催して、こういう状況なのでお金がかからないところからスタートして、同様のマネジメントをしていただくということを今、検討中であり、県としてお金を出すという状況ではなくなっているため、指標としては出しづらい状況になっている。

(石田委員)

理解したが、自主的な活動に代えて展開していくというのは大事な話だと思うので、一言くらい書いておいていただくと。旗を下げたわけではなくて、これまで経験を積んできたので、自主的活動として展開していくということで判断されたのであれば、理解する。

(牧野生活環境部政策監)

指標について、毎年ローリングしていきたいと考えている。それは総合計画も同じ。そのため、放射線量とか、除染については、固めたわけではないので、少なくとも今回これでいかさせていただければ、来年度、見直すということは当然やらせていただく。今回のご指摘の部分については内部で検討させていただいて、本文中の、計画の進行管理でその辺を明確に謳っていきたいと考えている。総合計画と同じ指標を使って物足りないということであれば、それに新しく加えるということも柔軟に対応していきたいと考えている。

(稲森議長)

私の方から気が付いた部分についてコメントさせていただく。

資料3p.2において、回復を入れるのは良いが、全体を整合のとれる表現とすること。

p. 16～17において、例えば p. 17 に全基廃炉の要請と安全確保があつて、他の章のところに記載はあろうかと思うが、代替エネルギーの整備というようなキーワードがどこかに入るべき。

p. 20 において、(2)の○の2つ目で、温排水廃熱の有効利用を促進するとともに、再生可能エネルギー利用を進めるとあるが、最後の部分、ここがやはり有効利用ではないかと思う。

p. 23 において、(2)の○の2つ目で、木質ペレットなどの燃料としての再生とあるが、廃棄物全体の記載なので、燃料、飼料、肥料化などとすべきと思う。

p. 27～30 において、先ほど河津委員から話があつたが、保全と回復の使い方をうまくやること。

p. 34～35 において、指標で、「水質環境基準達成率（湖沼の全窒素、全りん）」は71.4%から100%を目指すとのあるので、(1)の○の1つ目で下水道、合併浄化槽等の整備を促進するというだけではなくて、窒素・りんなどの除去を考慮した下水道への整備を促進しますとした方がよい。

p. 37～38 は保全、回復。

計画の基本目標については、各委員が意見を事務局まで提出し、最終的な案については部会長に一任することです承された。

(4) 議事(2)福島県環境基本条例の一部改正について

事務局（守岡生活環境部企画主幹）から資料6に基づき説明が行われた。

条例改正案を事務局で作成後、各委員に照会し、その意見を踏まえた案について再度、各委員に確認をとり、最終的な案については部会長に一任することです承された。

(5) その他

（守岡生活環境部企画主幹）

スケジュールに変更があり、1月中旬に第2部会を追加させていただいた。

次回は、1月中旬に全体会、その後、引き続き第2部会という形で開催したいと考えている。

(6) 閉会（司会） 高橋生活環境総務課主任主査